

奈良県告示第百五十二号

奈良県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十六号）第七条第二項の規定により、次のとおり奈良県収入証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

平成二十七年八月十八日

奈良県知事 荒井正吾

売りさばき場所	所在地	氏名	廃止年月日
大和高田市大中南町 二―三一	大和高田市大中南町 二―三一	当麻 保雄	平成二十七年八 月九日